

平成 30 事業年度 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の平成 30 事業年度(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)、損失の処理に関する書類(案)、及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画に基づき、理事長、その他役員および職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。併せて、業務の実施状況等について調査し、必要に応じてヒアリングを行うなどして情報収集を行うとともに、業務実施上のリスクに係わる事項について調査を行った。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、関連する重要会議に出席し、必要に応じて説明を求めた。子法人については、当機構には該当する子法人はない。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

意見：機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け実施されていたものと認める。特に、研究開発制度の改革については、中長期目標期間における達成に向け計画的に実施され、研究開発成果の最大化につながることを期待する。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

意見：内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務方法書に基づき「内部統制推進の体制に関する規則」(平成27年3月25日平成27年規則第4号)を制定して、平成27年度より内部統制システムの整備とその運用が開始され、リスク管理を含む内部統制システムの整備及び運用について見直しと改善が図られている。例えば、コンプライアンス基本規則の制定、情報セキュリティ対策、予算の編成・執行・決算に至るリスク管理と最適配分についての取り組み、研究契約の集約化、利益相反マネジメントの課題整理、内部統制にかかる組織監査の着手、などにおいて、見直しと改善が進められた。

ただし、機構の実施する事業は多岐にわたり、且つ多様な専門性が要求されるため、業務運営に係わるリスク情報やインシデント情報を業務実施のPDCAにつなげるための報告・情報収集・分析・対応・情報共有の法人全体での取り組みをさらに充実させ、適切なリスク管理を踏まえた意思決定を可能にする内部統制システムに向けた計画的な改革と、その効果的かつ効率的な運用が、継続的に進められるべきであると考える。

機構の研究成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際した出資にかかる保有有価証券の管理については、戦略的な全体統制のもと、中長期目標の趣旨を踏まえて適切に運営されるよう注視していくたい。

なお、事業実施の基盤となる、ICTシステムへの対応、情報セキュリティと個人情報を含む重要情報資産の管理への対応、については、今後も外部環境の変化に対応しつつ継続的に改善が必要であると考える。

以上のように、内部統制システムの整備と運用について見直しと改善が図られていると認められるが、今後とも継続的な見直しと計画的な改善が実施されることを期待する。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

意見：役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

意見：会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認められる。

5 事業報告書についての意見

意見：事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- i) 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))
- ii) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))
- iii) 理事長の報酬水準の妥当性(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))
- iv) 保有資産の見直し(独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定))

意見：i)については職員給与規程を見直し、ii)については契約監視委員会を開催し、iii)については役員報酬規程を見直し、iv)については保有財産を見直し、不要財産を適切に処分した。以上のように、これまでの閣議決定事項については適切に対応していると認められる。

令和元年 6 月 25 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

監事 石正 茂 印

監事 德永 良 印